

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成20年8月19日（火）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成２０年８月１９日		開 会
		午前９時３０分
		閉 会
		午後０時１５分
出席者	委 員	加 藤 明 徳 森 繁 之 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 小 池 義 和 大 沢 洋 子 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦
	議 員	議長 稲 垣 稔 副議長 大 上 和 夫 議員 沼 倉 孝 太
欠席者	久保田 隼 夫	
説明のため出席者	な し	
事務局職員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班主幹 中村同課調査班担当課長 萩原庶務課主幹	

協議事項	相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について及び相模原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について 平成20年相模原市議会9月定例会の運営について (1) 会期 (2) 会議開催日 (3) 代表質問・個人質疑通告期限 (4) 一般質問通告期限 (5) 議事日程 (6) 一般質問通告者数について (7) 決算特別委員会について (8) その他 ① 陳情の取り扱いについて ② 部会の開催について ③ 議員派遣の議決について ④ 12月定例会会議日予定（仮案）について その他
傍聴者	あり
署名	委員長 岸 浪 孝 志

午前9時30分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は10名で定足数に達している。

本日、久保田隼夫委員より欠席の旨通告があるので報告する。

なお、会議規則第104条第1項の規定により、委員外議員として沼倉孝太議員の出席を求めていることを申し添える。

なお、本日、議長は公務のため、途中退席する。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

これより日程に入る。

—————◇○○◇—————

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について及び相模原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○岸浪委員長 相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について及び相模原市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

事務局から説明をお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 日程1について説明する。本件にかかわる資料は、資料1、2、3である。まず、資料1をごらんいただきたい。

会議規則の一部を改正する規則で、第150条第1項中、第100条第12項を第100条第13項に改める。

改正の理由は、さきに地方自治法が改正されて、同法の条項の移動に対応する部分の整理をするものである。

資料2をごらんいただきたい。こちらも、自治法の改正の状況によって、条項の移動に対応する部分の整理をするもので、政務調査費の交付に関する条例である。第1条中、第100条第13項及び第14項を第100条第14項及び第15項に改めるものである。

資料3をごらんいただきたい。今言った条例の項が1項ずつずれている

関係は、真ん中辺の四角で囲んだ12項「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。」、この項が新設されたことに伴って、従来の項が1項ずつ繰り下げられたもので、その項を引用している部分についての整理をするものである。

会議規則の一部改正については議会運営委員会の所管事項なので、委員会提出議案としたいということと、政務調査費の交付に関する条例については、本来は代表者会議のメンバーが提出者になるという従前の約束事があるが、今回は項ずれの関係なので、議会運営委員会の委員長が一括して提案説明し、議会運営委員会のメンバーの提出ということで、議提議案ということをお願いしたいと思っている。

○岸浪委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いします。

補足だが、この関係については、第1日目、即決になるということで、後ほど提案したいと思うが、それも考慮した中で、質疑、発言があったらお願いします。

いいか。――

では、確認してもらった。

後ほど議提議案の署名をお願いしますので、協力をお願いしたいと思う。

—————◇○○◇—————

平成20年相模原市議会9月定例会の運営について

○岸浪委員長 平成20年相模原市議会9月定例会の運営についてを議題とする。

資料について、事務局から説明をお願いします。

事務局長。

○今田議会事務局長 9月定例会会議日予定案について説明する。資料4をごらんいただきたい。

この案は、今回の9月定例会から決算特別委員会が設けられること、それから、従前、代表質問・個人質疑に続いて行われていた一般質問が会議の後半に来たことが反映されている日程なので、あらかじめ、そこをお含

みおきの上、ごらんいただきたい。

日付順に説明するが、まず、8月25日、本会議初日である。翌26日が代表質問・個人質疑通告期限、午後5時までとなる。第2日目が9月2日、3日、この2日間で代表質問・個人質疑が行われる。それで、先ほど言ったように、決算特別委員会がここで設置されるので、3日目の付託をするときに、議長提案で決算特別委員会の設置について諮って、議決してもらうという運びとなる。その後、9月3日の本会議終了後に決算特別委員会が設置され、後ほど詳しく内容を説明するが、ここで正副委員長の決定とか各分科会への付託が行われる。9月4日が決算特別委員会分科会の所管をまたがる質疑通告期限、正午までとなっている。それから、5日から11日までの間で、総務委員会、決算特別委員会総務分科会というふうに、各分科会がそれぞれの委員会の終わった後に開かれる、そういう段取りである。それから、12日が一般質問の通告期限となり、25、26、29日の3日間で一般質問が行われる。委員会の関係では、16日に議会運営委員会、22日が決算特別委員会で、この決算特別委員会は、各分科会からの報告を受けた後に質疑、討論が行われて、委員会としての決定をこの段階でもらうことになる。最終日が9月30日、各委員長報告の後に、各議案の採決をしてもらう。先ほど話が漏れたが、今、8日に文教部会、9日に環境経済部会、11日に建設部会をそれぞれ予定している。なお、欄外だが、議会だよりのための議会運営委員会は、10月17日にお願いしたいと考えている。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 引き続き、説明する。資料5をごらんいただきたい。

9月定例会付議事件一覧である。市長から提出される議案としては、議案32件、報告6件、提出7件、合計45件である。議案の内容は、示しであるとおりである。そのほかに、追加予定案件として、人事案件が8件、委員会提出議案、議員提出議案、各1件ずつである。

1ページをごらんいただきたい。議案第77号から2ページの議案第86号までは決算案件で、決算特別委員会を設置して、審査を行ってもらう。具体的な内容については、各分科会でお願いしたいと考えている。

議案第 87 号相模原市市税条例の一部を改正する条例については、地方税法の改正に伴い、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人に係る法人の市民税の均等割に関する規定の改正、それと、個人の市民税における公的年金からの特別徴収制度の導入による給与所得に係る特別徴収の規定の改正をする内容である。

議案第 88 号相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてだが、特殊勤務手当の支給対象となる車両の範囲の縮小、具体的には大型バス、マイクロバスの運転業務の廃止という内容である。あわせて、新型インフルエンザ等感染症を特殊勤務手当の支給対象とする規定の追加をするものである。

3 ページをごらんいただきたい。議案第 89 号相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、休息時間の廃止による規定の削除、それから、裁判員制度の実施に伴う特別休暇の規定の追加、さらに、夏季休暇の期間の規定の改正をする内容である。

議案第 90 号相模原市立高齢者介護支援センター条例を廃止する条例については、相模原市立高齢者介護支援センターを、介護保険法の規定によって、社会福祉法人が設置した地域包括支援センターに統合するために、相模原市立高齢者介護支援センターを廃止するものである。具体的には、星が丘在宅介護支援センター、清新在宅介護支援センターということである。

議案第 91 号相模原市児童クラブ条例の一部を改正する条例については、市立根小屋児童クラブの移転に伴い、位置の規定の改正である。具体的には、移転後は、相模原市立根小屋小学校内に置くということである。

議案第 92 号相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例については、市立文京保育園の民営化の実施に伴って、同保育園の廃止をするものである。

議案第 93 号相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例については、宗教法人に係る墓地等の経営の主体の要件の緩和、それと、民法の改正に伴う公益法人に係る墓地等の経営の主体の要件の整理その他所要の改正である。

4 ページをごらんいただきたい。議案第 94 号相模原市立青野原道志川

の家条例を廃止する条例については、利用者が減少し、今後も大幅な利用者の増加が見込めない状況にあること、それと、施設が非常に老朽化しているということで、青野原道志川の家を廃止するという内容である。

議案第 9 5 号相模原市立史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館条例については、表にあるように、設置の目的としては、史跡田名向原遺跡に親しむということと、体験学習などを通して、旧石器時代における歴史や文化財を学び、理解を深める場を市民に提供する。それと、郷土意識の醸成を図り、もって市民文化の向上に寄与するために設置するという内容で、施設は、鉄骨造平屋建て、建築面積 6 3 3 . 5 3 平方メートルという内容である。

議案第 9 6 号工事請負契約についてだが、工事の名称は最終処分場第 1 期整備地覆土整備工事、契約金額は 2 億 8 , 3 8 4 万円である。平成 2 0 年から 2 1 年度の継続事業である。

5 ページをごらんいただきたい。議案第 9 7 号工事請負契約について。工事の名称は、仮称相模原市営南台団地建設工事その 1 である。契約金額は 1 3 億 6 , 9 0 0 万円である。工事の概要は、住宅棟の C 棟、D 棟、自走式立体駐車場の建設で、住宅棟は、鉄筋コンクリート造地上 7 階建てである。住宅の概要については、表に示してあるとおり、1 D K から 4 D K までの住宅形式で、合計戸数 1 1 0 戸である。なお、地域活動支援センターを住宅棟 D 棟の 1 階に併設する。開設時期は、平成 2 2 年 4 月を予定している。

議案第 9 8 号工事請負契約についてだが、公共下水道鳥屋太井污水幹線整備工事である。契約金額は 5 億 4 , 9 2 2 万円、工事の概要は、延長 7 5 8 メートルについて、塩ビ管布設工、シールド工法などである。

議案第 9 9 号工事請負契約についてだが、相模原市立総合体育館改修建築工事で、1 3 億 6 , 1 6 4 万円である。内容としては、7 ページ、改修工事の概要、(1) から (9) までであるように、屋根改修工事と床、外壁、屋上、便所、更衣室、大体育室内の内装、トレーニング室改修、遮音壁の設置工事、エレベーター改修工事である。

議案第 1 0 0 号工事請負契約についても、市立総合体育館の改修の空_気調和設備工事である。契約金額は 5 億 5 , 2 9 0 万円である。改修工事の

概要については、体育室等の冷暖房設備の新設、既存冷暖房設備の更新である。

８ページをごらんいただきたい。議案第１０１号損害賠償額の決定については、本市の救急自動車による交通事故に係る損害賠償額の決定である。

議案第１０２号相模原市土地開発公社定款の変更についてだが、監事の職務に関する規定が民法から削除され、公有地の拡大の推進に関する法律に規定されたことに伴って、相模原市土地開発公社定款を変更するものである。

議案第１０３号市道の廃止についてだが、売り払い要望に伴う処分、２路線の廃止である。

議案第１０４号市道の認定についてだが、開発行為１６路線、寄附７路線、合計２３路線の認定である。

議案第１０５号町田市道路線の認定の承諾については、本市の行政区域内にある区域を町田市道として認定することについて承諾をするものである。

議案第１０６号平成２０年度相模原市一般会計補正予算（第１号）、９ページ、議案第１０７号平成２０年度相模原市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）、議案第１０８号平成２０年度相模原市財産区特別会計補正予算（第１号）、以上３件が補正予算案件である。

続いて、報告関係である。

報告第１３号平成１９年度継続費精算報告についてだが、大きな１、２、３にあるように、以上３件の事業について、継続費の精算報告を行うものである。

１０ページをごらんいただきたい。報告１４、１５については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴って、１９年度決算に基づく健全化判断比率、平成１９年度決算に基づく資金不足比率について議会に報告するということが盛り込まれているので、この議会で報告をする。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、おのこの数字があるが、下段の数字については、これが１つの限度というふうな内容である。ハイフンがあるところについては、実質の赤字はないということである。１９年度の資金不足比率についても、特に資金

に不足が生じることはない。

報告 16 号専決処分の報告について、相模原市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例については、株式会社日本政策金融公庫法の制定に伴って、国民生活金融公庫法の廃止と、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律によって、国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の改正によって、同法の用語を引用している規定の整理をするものである。

報告 17 号専決処分の報告について、相模原市公益法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例で、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正されたことによって、同法の用語を題名等に引用する相模原市公益法人等への職員の派遣に関する条例の規定、同法及び同条例の題名を引用する相模原市職員定数条例等の規定の整理をするものである。

11 ページをごらんいただきたい。報告 18 号専決処分の報告について、いずれも交通事故に伴う報告で、6 件である。

次は提出案件で、6 件は定額資金運用金の運用状況の報告である。一番下の神奈川県食肉センター経営状況報告については、6 月 28 日に株式総会が開催されたということで、9 月議会への報告ということである。それから、人事案件としては、教育委員会の委員の選任について 2 件、人権擁護委員の候補者の推薦について 6 件である。

委員会提出議案と議員提出議案は、おのこの 1 件ずつである。

12 ページは請願・陳情で、陳情が 5 件、提出されている。なお、陳情 18 号は、まだ文書表を皆様のお手元に配付していないので、後ほど配付したいと考えている。

監査報告についても 7 件お願いしているが、1 件についてはまだ未配付なので、後ほど配付したいと考えている。

資料 5-2 をごらんいただきたい。1 つ目、取り扱いを協議する陳情ということで、政令市移行に関する市財政面への影響と対応方針の開示についてという陳情が出ている。この陳情は、さきの 6 月定例会で審議してもらった陳情と同様の趣旨ということから、上程するかどうかの判断を議運で協議してもらいたい。

2つ目は、提出が予定される請願、陳情等ということで、義務教育費国庫負担制度存続と教職員定数改善計画早期策定を求めることについてが請願として提出予定と伺っている。

資料6、閉会中継続審査案件だが、総務委員会の陳情第13号は、6月30日に上程されて付託されている。実質的な審議は、まだ、されていない。建設委員会の陳情7号及び陳情9号、文教委員会の陳情10号については、継続審査案件となっているものである。

資料7をごらんいただきたい。1ページだが、本会議第1日目は、提案理由説明である。2ページをごらんいただきたい。先ほど確認してもらった委員会提出議案と議提議案は、提案説明終了後に上程し、その場で決定してもらいたいと考えている。それから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づいて、報告14号、報告15号ということで、議会に報告しなければいけない。これは決算の絡みがあるので、通常、最終日に報告していたが、本会議初日に報告したいと考えている。あわせて、19年度継続費精算報告についても、決算ということもあるので初日の報告にしたいというところが、今回、大きく変わっている部分である。

2日目は代表質問・個人質疑である。4ページをごらんいただきたい。3日目の代表質問・個人質疑終了後、各案件は委員会付託となる。5ページの中ほどに点線があるが、それが全部終わった段階で、決算特別委員会の設置をお願いしたいと考えている。先ほど局長から説明があったように、議長発議で決定してもらいたいと考えている。その後に、人事案件8件、それから、陳情について、各委員会への付託という流れである。本会議3日目終了後、決算特別委員会を開催してもらうという流れである。

6ページをごらんいただきたい。4日目、5日目、6日目の3日間是一般質問である。7日目、最終日、9月30日だが、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決という流れである。ここで若干、今までと違うところは、7ページの上から4行目、決算特別委員会審査報告ということで、従前は各常任委員会に付託されていたので、各常任委員会の委員長がおのおの出てきて報告していたが、今回は決算特別委員会に付託されるので、決算特別委員会委員長に全体的に報告してもらうことになる。これが終わったら、報告案件、監査報告7件、提出案件ということである。

○岸浪委員長 事務局長。

○今田議会事務局長 先ほどの日程の関係で補足したいが、資料４を
ごらんいただきたい。

建設委員会、決算特別建設分科会が１１日に行われる。仮にこれが２日になった場合、通例は翌日がその予備日となっているが、備考欄に書いてあるように、１２、１３、１４、１５と敬老会が開かれる。敬老会は、これまでの慣例では、会議を入れないということで一般的な取り扱いとしてやっていたようなので、仮に決算特別建設分科会が２日にまたがるようなことになる、１６日に送られてくる格好になろうかと思う。この場合、議会運営委員会がセットされているので、その段階で調整が必要になろうかと思っており、同じ日に２つにやるのか、あるいは議会運営委員会をもう１日送るのか、あるいは建設委員会の翌日に開くのか、その選択肢をその段階で検討してもらおうようになろうかと思うが、一応、これまでの慣例では、敬老会の日程には入れないことになっているので、通例だと、翌週に持ってくるということを説明したいと思う。

○岸浪委員長 ただいまの説明の中で、資料５－２の取り扱いを協議する陳情の政令市移行に関する市財政面への影響と対応方針の開示について、この件については、（８）その他の①陳情取り扱いについての中で協議してもらうことにしたいと思う。その結果によって、特別委員会の開催の可否については、全体の日程に追加されてくるような運びになると思うので、その辺も含めて、よろしく願いしたい。

それでは、日程２の（１）から（５）までの説明に対して、質疑、発言があつたらお願いしたい。

共産党。

○藤井委員 資料４の日程との関連で確認的に伺いたい、陳情とは別に、政令指定都市に関する特別委員会開催の予定なり打診なりは、この期間の中に全くないのか。区割りについてのパブコメが始まっているのに、特別委員会に何もない。また、８月１５日付の市の広報に、当初の市民説明会の予定が延びるということが出ているが、そのことについて、議会の公の場で、特別委員会があるのに説明も議論もないのは、ちょっと異例なことだと思う。そういう思いもあつて、特別委員会の日程の設定に

について、何らかのアクションが事務局なり議運の委員長なりにあるのか伺いたい。

○岸浪委員長 議運の委員長には、そういう打診は一切ない。事務局の方はどうか。

事務局長。

○今田議会事務局長 政令市については、例の県債償還金をどう扱うかが一応課題になっていて、当初の話だと7月末ということで進めていたものが、8月の半ばぐらいまでというように延びたのは、皆さんも新聞報道等で御承知のことと思うが、その辺の見定めの中で、政令市特別委員会をどこかでセットしなければという認識は理事者側にもあると伺っているが、それにいつになるのかが明確に定まっていないう中で、どこでセットするかというところまで、日程調整としては、まだ正式には行っていない状況である。

○岸浪委員長 補足すると、議運からすれば、6月の議運が終わった後、次は9月だから、その間の特別委員会の開会については、議会運営とは直接関係ない部分があるから、多分、話がなかったのだろうと思うし、こちらから開いてくれというのも変な話だから、それもできないという状況が続いて、きょうを迎えたと思っている。

いいか。

○藤井委員 とりあえず。

○岸浪委員長 ほかに。

無所属クラブ。

○東條委員 建設の予備日だが、日程との関係、議運が延びることもあると先ほど説明していたが、その調整は、どこで、どういう形でやるのか。

○岸浪委員長 事務局長。

○今田議会事務局長 基本的には、建設委員会の1日目が終わるときに、翌日にやるか、あるいはその次にするかという話し合いがなされるのではないかと伺っている。これまでの慣例のように敬老会を外そうということならば、順番からすれば16日に振られていくだろうから、その段階で、同日に議運をやるのかという話になろうかと思うが、そこもなかなか

時間的な調整がつかないとすれば、日を改めるしかないので、決まりとすれば、建設分科会の1日目が終わったところでお願いするのかなと思っている。

○岸浪委員長 敬老会は見直しされるから、今回は最後かもしれない。
無所属クラブ。

○東條委員 16日に議運が入っているので、ダブるのは無理だと思う。建設の委員がいるので、一緒にはできない。例えば、敬老会のところに入るのであれば、基本的には私たちは関係ないが、議運のところに入るとなると、こちらの委員の予定も変わってくる中で、どうするかという話があるのかと思ったので聞いたが、それは固定で、建設分科会でどうするかという話なのかということである。調整によって議運も動いてしまうのかを確かめたかった。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 今の関連で、もう一つ、一般質問通告期限が12日の午後5時だが、以前、一般質問を常任委員会の後にやっていたころの慣例は、すべての常任委員会が終わって、その中でいろいろ出た議論にヒントを得て一般質問で取り上げる場合もあるから、すべての常任委員会が終わって、一般質問通告期限という流れが慣例のような形であったと思う。そういう点でいくと、もし建設委員会が2日になって、仮に16日となった場合、それとの関係が出てくるので、例えば、異例だが、万が一2日にまたがったときには、今回に限っては、12日にやるということも検討の余地があるのではないかと思う。

○岸浪委員長 この関係について事務局と調整した。確かに以前はそういうことでやっていたが、今回、一般質問の通告を後ろに持ってくるとなかなか難しい部分が出るということがあって、建設の予備日は予備日だが、今回は、通常であれば予備日に当たるときだが、この日の午後5時にしたいと思う。この関係については、今回はぜひ理解してもらいたい。

○藤井委員 2日目の扱いの中で、そういう意味では、16よりは12の方がいいのではないか。

○岸浪委員長 休憩する。

午前10時13分 休憩

午前10時15分 再開

○岸浪委員長 再開する。

優先順位からすれば、議会運営委員会が優先になる。もう一つは、課題となっている陳情の扱いについて、ここの部分の動きが想定されるので、後ほどの協議を踏まえた上で、もう一度、全体の日程に戻すことにするので、よろしくお願いします。

いいか。――

では、確認してもらった。

続いて、（６）一般質問通告者数について、確認をお願いしたい。いいか。――

では、よろしくお願いします。

続いて、（７）決算特別委員会について、事務局から説明をお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 決算特別委員会について説明する。

委員は全議員ということである。それから、委員長、副委員長を選出してもらうので、後ほど協議をお願いしたい。分科会に関する所管をまたがる質疑通告期限だが、９月４日の正午である。決算証書類についてだが、財務関係のオンライン化によって、紙ベースの書類がないということで、必要な書類があったら、調査班が窓口となるので、例年のことだが、調査班に申し出をもらいたい。申し出の期間は、本会議初日から決算特別委員会の各分科会終了日までである。それから、決算特別委員会に付託された案件については、さらに各分科会への付託となるので、確認をお願いしたい。

○岸浪委員長 初めての取り組みになるが、日程的にここで確認してもらうのは、委員は全員ということで、代表質問・個人質疑の後に、議長から決算特別委員会の設置をするという発言があって、その発言に対して確認をする。それを踏まえて、決算特別委員会が設置される。以降は、場所を変えて、特別委員会で委員長、副委員長の互選をしていくという運びになろうかと思う。

そこで、きょう、委員長、副委員長のポストについて、各会派から意向

を出してもらいたい。なお、委員長、副委員長の名前については、当日、明らかにすることにさせてもらえればと思う。まず、この件について協議してもらいたい。それでは、各会派の意向を聞きたい。

新政クラブ。

○中村委員 委員長をお願いします。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 副委員長。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 副委員長。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 いい。

○岸浪委員長 市民連合。

○森委員 特にない。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 ちょっとつかつかかもしれないが、きょう、こういう話になるとは思ってもいなかった。これをどういう形で決めるのかと、かねてより思っていたが、この場でいきなり要求を出すというふうになるとは思わなかった。毎年、9月議会のところで、ほかのとは全く別にといいか、単独にということになるわけか。

○岸浪委員長 5月の臨時議会のときに、藤井委員から、決めないのかという話もあった。これは決算特別委員会を設置した後に決まっていくものだから、9月定例会の日程の中で、委員長、副委員長を決めていく。もちろん、決算特別委員会を設置するという流れの中で決まっていくという話し合いをしたような記憶が残っているが、その日程からすれば、きょう、議運で確認していかないと、あと、議運を開くことがないので、いきなり全員集まって、いかがかというふうには多分いかないだろうという話で、今回、提案させてもらった。前段その話に触れなかったが、そんな中で協議してもらおうことになろうかと思って提案した。

○藤井委員 それでは、初めての歴史的なことなので、委員長を要望する。

○岸浪委員長 委員長に新政クラブと共産党、副委員長に民主クラブ

と公明党、それぞれ名乗りが上がったが、正副委員長とすれば、きょうじゅうに結論を出していかなければいけないと思っているので、2つの会派で後ほど話し合って決めてもらうという運びにしたいと思うが、いかがか。

――

では、議運が終わったら、2つの会派で話し合ってもらうことにする。その結論については、議運を再開しないで各会派に連絡する形と、再度、議運を開くという2つのやり方があるが、どうするか。

○中村委員 必要なし。

○岸浪委員長 必要ないということは、後ほど正副委員長もしくは事務局から、議運の各委員にその結果を連絡するという意味合いだと思うが、後段の方でいいか。――

では、正副委員長から連絡する。

分科会に関する所管をまたがる質疑通告期限については、9月4日正午とするので、確認してもらいたい。

なお、議案とは関係ないが、決算特別委員会分科会の進め方について、事務局とも相談しながら詰めてきたが、議運のメンバー以外で委員長のポストをしているのは無所属クラブの野元議員ということで、本来であれば、事務局を通じて、進め方をもう一度おさらいするという気持ちもあったが、皆さん忙しそうなので、野元議員だけに個人的にというふうにさせてもらえればと思う。

○東條委員 はい。

○岸浪委員長 あとは、正副委員長それぞれ初めての経験なので、いろいろ苦労もすると思うが、その点については、力を合わせて分科会の運営に努めてもらえればと思う。

それから、決算特別委員会で挙手をして発言する場合は、理事者には、担当委員長という発言をしないで、自分の職名を言うことを議会事務局から既に周知しているので、我々議員もそういう形で進めてもらうように、各会派、よろしく願いしたい。

あとは、質問時間、往復の関係、これも初めての取り組みになるので、事務局は、時間の計測も含めて、1つ仕事がふえるが、およそ60分ということで、自分の発言時間を考慮した中で、ほかの議員の発言の機会を確

保する。その辺の趣旨を十分理解してもらいながら、ぜひ、委員長の運営に従って分科会が行われるように、各会派の皆さんにも周知してもらえればと思う。

この関係について、いかがか。――

では、確認してもらった。

続いて、（８）その他に入る。①、②、③について、事務局から説明をお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 その他について説明する。

まず１つ目として、陳情の取り扱いについてである。先ほども若干説明したとおり、同じような陳情が出ている。資料１０と資料１０－１をごらんいただきたい。

６月定例会で審議してもらった陳情が資料１０－１、新たに提出されたのが資料１０である。こちらを見比べてもらった中で、この陳情の取り扱いをどうするかという協議を後ほどお願いしたい。

②部会の開催についてだが、今回は、環境経済部会で２件、建設部会で１件、文教部会で１件、おのこの示してあるような内容について、部会を開催し、説明したいということである。

③議員派遣の議決についてだが、資料１１をごらんいただきたい。平成２０年１０月２０日に、神奈川県市議会議長会定例会及び研修会が逗子市で開催され、大上副議長を派遣という内容である。

○岸浪委員長 まず、②、③についてはいいか。――

では、確認してもらった。

①について協議をお願いしたいが、いかがか。

昨日、事務局にお願いして、急遽、各委員に、ファクスあるいはお手元に配付させてもらった。事前に前回と今回出された陳情の内容について確認してもらったと思うが、意見をもらえればと思う。

市民連合。

○森委員 昨日、ファクスをもらって、きょう、議運の前段で団会議も開いてきた。中身を一個一個見ていくと、大方、差異はない。言葉じりとか前段の言葉は少しずつ変わっているものの、理由も含めて、ほぼ同じ

であるということで、一事不再議の原則は崩してはいけないという結論のもと、議運としては扱うべきではないという意見を持ってきた。

○岸浪委員長 ほかに。

共産党。

○藤井委員 私自身、特別委員会の委員でもあるので、さきの議会での議論を思い出しながら、今回の文章を読んでもみると、ある意味、そこで出た議論を意識して表現を変えているようなところも見受けられることと、政令市の問題をめぐる全体的な状況の中で考えた場合に、やはり、そのときそのとき議論するということが今求められているのではないかと思うので、私どもとしては、やはり、現段階で改めてこの陳情を受けとめて、議会として議論すべきだろうと思っている。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 今、藤井委員が言ったように、政令市という問題、本市にとって、非常に大きな問題である。通常の陳情以上に、この陳情者が出された意味というのは重いと私たちも認めている。

しかしながら、先ほど市民連合から話があったように、内容的なものがほぼ一致していること、そして、前回、この陳情の審査をしている時点から、県との協議がほとんど進んでいない状況にあること、また、現状では、9月議会の中でも、政令指定都市に関する特別委員会の開催がまだ日程的に組めない状況であることを踏まえた中では、取り扱うべきではないという判断である。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 私どもも、先ほど市民連合が言ったように、やはり、一事不再議の原則を崩すことはできない。陳情の内容からいって、前回と同趣旨であるという理解のもと、一事不再議の原則を崩さず、これを陳情として受け入れることはできない。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 私どもの会派も、今回の陳情の内容が前回とほぼ同趣旨であると受けとめているので、民主クラブ、新政クラブ、市民連合と同じような考え方である。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 非常に重たい問題ではあるが、重たいか軽いかということとでこの陳情を判断するということについては、やはり、私たちの会派では、そういうことではなく、内容がどうなのかということ、きちっと判断しなければいけないのではないかと考えている。その中で、6月議会と今回の陳情を比べてみたときに、果たして、その中身がどうなのかということを見てみると、やはり、ほぼ同じようなものではないかということで、これを審査するのはいかなものかと考えている。

○岸浪委員長 全会派、意見をもらった。共産党は特別委員会への付託ということ、ほかの5会派は、6月の陳情趣旨と同趣旨ということで、取り上げるべきではないという意向が示された。各会派の意向を聞いて、共産党、いかがか。

○藤井委員 皆さんの言っていることは言っていることとして、私たちも否定する気持ちはないが、しかし、意見は先ほど述べたとおりである。できれば、時間をもらって、持ち帰らせてもらいたい。

○岸浪委員長 共産党から、休憩してもらって、会派に戻って検討させてほしいという意向が示されたが、いかがか。――

では、休憩する。

午前10時37分 休憩

午前10時55分 再開

○岸浪委員長 再開する。

共産党、いかがか。

○藤井委員 時間をもらって、ほかの会派の意向を伝えたが、やはり私どもの意見としては、最初に言ったとおりということで変わらない。

○岸浪委員長 今、共産党から報告をもらったが、ほかの会派の皆さん方、何か意見があれば。

共産党。

○藤井委員 もう少し補足的に発言すると、例えば、件名も変えてあるとか、それから、先ほど私がちょっと言ったことで、前回の特別委員会の中で、歳入補てんや歳出削減の方針、例えばというので住民税の増税とかが指摘されたり、そんな発言もあったので、そういう部分を抜いてあつ

たり、いろいろな議論を踏まえて、もう一度という気持ちも酌み取れるので、やはり、それはそれで、また、審議する意味があるのではないかと思う。あえて時間をもらったのは、できるだけ多数決ということは避けたいという思いで持ち帰ったが、やはり、ここはちょっと意見を変えられないということになったので、そのようにお願いしたい。

○岸浪委員長 何か意見があるか。――

ほかの会派から、前回の意向を示されたということで、特になんかということだが、共産党の主張している部分については、議運のメンバーとしては、腹の中に入れてもらいながら、理解をしながら――ただ、この取り扱いという部分について、やはり、議運として判断を出さなければいけないと思う。政令市に関することは、本市にとって最重要課題ということ、皆さんも共通認識を持っている。ただ、今定例会の中で、政令市にかかわるいろいろな議論は、多分、代表質問から一般質問あるいは各常任委員会、決算のそれぞれの分科会の中でされると思う。特別委員会は特別委員会として、それ以外での審査も機会としては十分あるから、その中で議員としての責務を果たしてもらいながら、この陳情に対応するという形も1つはとれるのではないかと思う。その辺についてどうか。

共産党。

○藤井委員 市民から議会に陳情という形で出たものを、上程する前に、これは上程する必要なしと判断する理由として、やはり私どもの立場としては、それは持てない。やはり、市民が議会に出した陳情の扱いということだから、政令市問題の議論という、今、委員長が言ったことは、そのこととして全力で頑張りたいと思うが、陳情の扱いということで、やはり、そこは動かさなかった。

○岸浪委員長 陳情の扱いについて、確かに、過去のいろいろな議論の中で、慣例に明記していこうという部分が出てきたのだろうと思う。過去にどういう事例があったかは別にしても、やはり一つのルールとして慣例に明記されているから、そのルールに従って日程を配置していくという部分が1つはあるのだろうと思う。その辺について、多分、ほかの会派の皆さんは、そういう判断をしたと私は受けとめている。もちろん、共産党の言っていることも各会派で十分議論されてきていると思うが、その辺に

ついて、ぜひとも理解してもらえればと思う。先ほど私から話したが、この陳情の中身については、やはり大事な項目も記載されているから、すべてなしにということではないと思うから、その部分については、それぞれの会議体の中で、きちんと市長部局に意見を言うなり、議員としての責務を果たしていくということで対応してもらえればと思うが、いかがか。

新政クラブ。

○中村委員 市議会の議事運営に関する主な慣例等についての7ページ、請願、陳情についての3番目の項目で、「相模原市議会として、既に結論を出したもので、その特段の状況変化がないと認められるものについては、取り扱いを協議する。」、この項目に当たっているのではないかと考えている。やはり、こういう項目が取り上げられているのは、通常の陳情とは別のものとして受けとめなさいという部分だと思うし、今回、特に状況の変化がない中では、やはり、現状では協議をせずに、また状況の変化があったときに政令指定都市に関する特別委員会が開催されるから、その中で協議してもらうのが方向性としてはいいのではないかなと思う。あくまでも意見である。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 私もその申し合わせ事項は確認してきたが、取り扱いについて協議するということだから、そのことで自動的に受けないということではないということで、協議の中でいろいろな議論があって、もう少し言えば、状況の変化がないということだが、例えば、これは6月議会で否決されたが、その時点で、当局の説明は、7月中には何としても合意して、市民説明会を開くということだったのが、8月15日付の広報で、延期しますと、そういう状況の変化はある。何だ、財政面での開示がないではないかというふうに市民が受けとめる状況が生まれている。このままいったら、オオカミが出たではないが、示す、示すと言って、結局、示さないで終わるのではないかなと思う人がいても不思議ではない。やはり、6月議会後のそういう状況を見れば、こういう陳情が出てくるのは、市民の立場に立てば、一概に否定するものではないだろうと私たちは思う。

○岸浪委員長 今の議論の中で、それぞれの主張は、やはりそれぞれの立場で、どちらも正しい判断だと私は思っているが、やはり、各党派そ

それぞれの意見を持ってきてもらった中で意向が示されてきているから、それも大事にしなければいけないし、少数意見の尊重という部分も我々もずっと大事にしてきているから、それはそれとして考えていかなければいけないということに今なっていると私は思っているが、ここで1つの結論を導き出さなければいけないということで、いかがか。

無所属クラブ。

○東條委員 取り下げてもらうかどうかということも含めて、2つあるが、少数意見があつて、それが歩み寄れないときにどうするかという判断の中で、特別委員会に上程して、そのこと自身がそこではきちっと議論されるということを考えたときに、たくさんの同じ意見の方がいたとしても、私は、こういう問題については、少数意見があつた場合には、取り上げてもいいのではないかなと思う。共産党の方で考えてきた中で、やはりということであるときに、そのことを、おかしいではないかといって議運の中で結論づけることに対しては、私はちょっと違和感があつて、できれば、特別委員会に持っていくのがいいのではないかなと思う。自分の意見とは違うが、そういうふうにも思う。余り少数意見を押して、ここで結論づけるほどのものではないのではないかなと思う。

○岸浪委員長 ただいまの意見は、休憩前にもらった意向と変わったということか。

○東條委員 私は前の意見と同じだが、全員一致で同意ができないときにどうするかという中で、やはり、そういうことがあつてもいいのではないかな。多数意見で決めなければいけないということではないのではないかな、少数意見を取り上げていいのではないかなと思っているということである。

○岸浪委員長 今、最終的に1会派の意見になっているが、今、無所属クラブから、それが出された場合の取り扱いも含めて議論が出されたが、それを踏まえて、何か意見があるか。

無所属クラブ。

○東條委員 私、先ほど休憩前に意見を述べた。内容そのものがほぼ一致しているという中で、状況が変わっていないかどうかというのは、先ほど共産党の説明にもあつたとおり、私たちも、どうなっているんだろう

と思っているが、そのことと、この中身について議運で判断するとき、内容まで踏み込んで判断することはいけないのではないか。内容を判断するのは委員会だと思う。同じようだという中で取り扱いをどうするのかを議運で諮るわけで、その部分を考えたときに、同じではないという判断をする人がいる中で、ほぼ同じだという判断をした人たちの多数意見ということで、議運で、だめということに対しては違和感があるので、そのところは、違う意見が1人でもいるということは、委員会の方に持っていく方がいいのではないかと思う。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 慣例の中で、議会運営委員会で、その陳情の取り扱いについて協議するというのが6項目ほど挙がっている。そういった部分を考えると、事前に、この議運の中で、ある意味、ふるいにかけて下さいという部分があっているのだと思う。今、そのふるいにかけているところだから、別に少数意見だからということではなく、この慣例に従って、私たちは今、協議をしているというふうにとらえているので、私たちのこの協議のとらえ方は、無所属クラブとは違うということだけ言っておく。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○大沢委員 先ほど、私どもも一事不再議ということで話したが、そういう取り扱いになるかどうかというところを、ちょっと確認させてもらいたい。

○岸浪委員長 一事不再議というのは、その取り扱いについては規則に入っていて、今回のこの取り扱いは、実は一事不再議の取り扱いにはならない。同じ議会の中で同じ議論をしてはいけないというのが一事不再議で、これは6月議会で一応けりはついている。今度、9月だから、実は一事不再議ではなくて、慣例の7ページに載っている部分の取り扱いで協議している。

○大沢委員 そうなってくると、考え方が若干違ってきてもいいのではないかという部分があるのではないかと——それについて、私どもでは話し合っていないが、今ふと思ったから、そこら辺はどうしたらいいかなと思って言った。

○岸浪委員長 ということは、休憩前の意向とはちょっと違うという

ことか。

○大沢委員 ちょっと考えられるかなと。ただ、会派では話していない。

○岸浪委員長 民主クラブの意見は、協議の意向の方向性を出してもらった中で、議論の中で少し物の見方を変えてみた場合にこうなるという意見かと思うが、ほかに。

委員長としては、決をとるとかとらないということではなくて、なるべく委員の皆さんの合意をもって進めていきたいので、非常に悩んでいるところだが、先ほど話したとおり、慣例にのっとっていけば、最初、皆さんから意見をもらった意向だと思う。その中で、共産党からいろいろ見方を変えながら意見が示されてきた経過の中に今あるが、それも踏まえて、民主クラブと無所属クラブから別な視点での意見が出された。ほかの会派の皆さん、いかがか。

公明党。

○加藤委員 特に意見ということではなくて、今回の陳情を受けて、私自身が感じたことだが、確かに、前回の定例会の状況を受けて、この陳情者は、ある程度、文言を変えている部分はあるかと思うが、率直に受けとめた感想を言うと、今回は政令市の問題だが、違う課題について、こういう陳情の出し方をしたら、わずかに文言を変えるだけで、同じような趣旨のことを何度も出すことが可能になるようなことを是認してしまう事例になっても、それはいかななものか。先ほど来の議論を聞いている中で、共産党の意見に対して、少数意見をそこで拒むだけではなく、こういう機会があるという部分を示したので、今の段階では、私自身は先ほどの考え方と変わらないが、委員長が示した形での進め方が自然なのかなと。その理由は、前段言ったこの陳情を見た感想で、今後のことも含めると、やはり、どうなのかという部分を持ったから、委員長の進め方でいいのではないかと思う。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 今、加藤委員の言った中で、ほかの陳情でもこういったことがという、ちょっと広げた話が出たが、私なりにこの陳情の出てくる状況を理解すると、やはり、財政状況の説明が、当初は3月下旬という

ころから始まって、5月下旬、そして7月中には、お盆前には、こうなっている。1月、2月の市民説明会のときに、一番大事な情報が出ていないではないかという意見が非常に多くて、それに対して、市も答えようとしながら答えられないという状況がずっと続いている中で、こういう趣旨の陳情が出てくるということで、これはそういう事情があるから、こういうことになっていると私は理解している。

さっき、一事不再議についてどうかという大沢委員の確認もあったが、一事不再議には当たらない。一番最初に各会派の意見が示された中で、一事不再議ということに触れられた発言も複数あったかと思う。その辺のところをもう一回、どうなのかというふうに私は思うし、やはり、中村委員が再三言っているように、申し合わせ事項の「その後、特段の状況変化がないと認められるもの」、ここをどう考えるかということでの議論だと思う。そこで意見が違う場合もあるとは思いますが、一事不再議ということではなくて、こういうことだということについて、私としては、ほかの会派の皆さんが本当にそうなのかと疑問に思う。

○岸浪委員長 今、共産党から意見が出されたが、内容は別にして、規則あるいは慣例の部分にちょっと触れられたが、それも踏まえて、総体的に何か意見があるか。

市民連合からも一事不再議の話が出されたが、その辺、意見があれば。

○森委員 確かに、一事不再議には当たらないということで確認したが、私から言った内容は、その1点ではなくて、中身についてどう判断するかということで、これを前回出された内容と同じと見るかということだが、今、複数意見が出されたように、私どもの会派としては、言葉の変化は少し見られるものの、中身は同じであるという判断のもとに、藤井委員からの、とはいえ、前回から状況が変わってきているという話とか、あとは、依然、こういったことが出てこないということも確かにあるが、次の議会ではほぼ同じ内容を陳情として扱うことについては、会派としては、ふさわしくないのではないかという判断をした。

○岸浪委員長 各会派の主張はほぼ出されたので、あとは互譲の精神で、どちらの方向にというふうな部分がある。

先ほど私からも話したが、その時点では、意向を示した会派の数が共産

党を除いてという部分があったからそういう話をしたが、それを踏まえて、議論の過程の中でいろいろな議論が出された。ちょっと休憩して副委員長と相談したいと思うが、各会派とも、もう一度、今の議論を会派に戻って報告して、再度、結論を出していきたいと思う。４５分ぐらいまで休憩をとりたいと思うが、いかがか。――

では、休憩する。

午前１１時２３分 休憩

午前１１時４５分 再開

○岸浪委員長 再開する。

正副委員長の調整も含めて、各会派の意見を再度聞くために休憩をとったが、正副委員長の話を先にしていいか、皆さんの意向を先に示してもらった方がいいか、どちらにするか。

○阿部委員 委員長から腹案があるならば、ぜひ聞かせてほしい。

○岸浪委員長 時の本によると、私、少数意見を含めて、取りまとめのマニュアルを持っていて、今、マニュアルの最終段階の５段階に入っている。各会派の意向をもう一度確認したいと思う。

新政クラブ。

○中村委員 私たちのスタンスとしては、今まで言ったとおり、変化はない。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○大沢委員 先ほど、一事不再議ということで話をしたが、取り扱いにおいては、私はそういう取り扱いではないと思ったもので、そういうふうに話した。

今、話し合った中で、この政令市に対して、何か変化が起こってくれば、当然、当局から委員会を開く形になってくるか、もしくは何かの動きがあれば、ここで市長から何かを言ってくるという動きがあるかないかはちょっとわからないが、その中で、そこが開かれれば、当然、この答えも委員会の方でなされるのではないかと思う。そういう点で、この陳情を今の段階で審査した場合、状況が変わっていない中で、同じことをするのは、なかなか難しいのではないか。

- 岸浪委員長 公明党。
- 加藤委員 冒頭に言った考え方と同じである。
- 岸浪委員長 無所属クラブ。
- 東條委員 同じである。
- 岸浪委員長 市民連合。
- 森委員 休憩前に話したことと同じである。
- 岸浪委員長 共産党。
- 藤井委員 やはり、6月議会後の状況の推移の中で、この陳情は議会として上程して審議するべきだと思う。
- 岸浪委員長 意向も含めて、各会派の意見を二度三度聞いて、大変恐縮だった。正副委員長の話の中で、やはり一つ整理しておきたいのは、慣例の取り扱いについて、これは過去のいろいろなことから明記された、やはり、これは大事にしていかなければいけないだろう。その部分でいけば、今回は慣例という部分に当てはまるというのが一つの見解である。

もう一つは、政令市の問題は本市にとっても最重要課題という部分では共通認識を持っているから、今までの議論の中で、中身の問題はいろいろあるだろうという話もあったが、正副委員長としては、やはり、これは最重要課題だという認識をしている。6月の後半に特別委員会を開催した以降、今までなくて、県との協議あるいは市議会の動き、それらを注視しながら今日まで来ているという段階の中で、議員としても、情報を得るのは新聞とかに頼らざるを得ないところがあるから、そういう部分については、やはりもう少し、陳情の中に記載されているように、市民の皆さんに提示しろとか、今回は表現が変わって、市長の対応方針を知りたい、これが理由に入っているが、その辺を含めて、1つは、代表質問あるいは委員会あるいは一般質問の中で、きちんと議員としての責務を果たすということと同時に、特別委員会の開催については、きょうの皆さんの議論を特別委員会の委員長に伝えたいというのが、2つ目の正副委員長としての考え方である。先ほど民主クラブからもいいヒントをもらったが、変化が起きれば、9月定例会の日程が出された中であるにしろ、一番いい時期に特別委員会の開催をすることについて、議運の中でも議論があったということを委員長に話をするという形に整理をさせてもらえればということなので、ぜひ、

理解してもらいたい。もちろん、陳情者に対しては、粗末に扱うということではない。これはきちんと市民の意見として取り上げているということだけは共通の理解を持っていきたいと思う。いかがか。

共産党。

○藤井委員 委員長が2つのことを言われて、1つ目の申し合わせ事項に該当する、7ページの3番目の項目、私は、そのことに異論を挟んでいるということではない。まさに、こういう事例として、今、この申し合わせ事項に基づいて、議会運営委員会で、その取り扱いを協議している。その協議することについて、そんな協議はとんでもないと言っているわけではない。では、この特段の状況変化ということはどうとらえるのかということで、再三、意見を言っている。だから、慣例に該当するというのは、何ら異論はない。

2番目の特別委員会の委員長に伝えるという話については、だから、この陳情を上程しなくていいということであるならば、それはちょっと違うのではないか。例えば、これが上程されて特別委員会に諮られて、特別委員会での議論の中で、この陳情を採択できないが、それをこういう形で生かしていこうというならいいが、議運で、上程するかしないかとやる議論なのかと思う。

やはり、申し合わせ事項に基づく議運で、その取り扱いを協議する中で、意見が分かれている中でどうするかということだが、時間をもらって持ち帰ったが、私たち日本共産党としての立場は、この陳情を上程しないということに同意することは、どうしてもできない。

○岸浪委員長 全体の合意を図っていくということは、少数の意見とは言わないが、1会派の皆さんにも、ぜひ理解してもらわないといけないと、ステップ5に書いてあった。

ほかの会派の皆さんの意向は、こういう形になってきた。我々も苦労して、どうしたらいいかという部分で示した。もちろん、言葉が足りなかった部分もあるかもしれないが、結果としてはそういう形なので、これは理解してもらえないと思っている。

それを踏まえて、陳情に入っている項目についてどうするというのが2番目である。そのままほっておくということでなくて、陳情者の意向も踏

まえて、どうしたらいいのかということが2番目の意見だと私は思っている。だから、陳情者の意見を全く無視することではなく、特別委員会を開催することを要請するというのが皆さんから合意が得られれば、委員長に言って、その中に1点入れてもらう。陳情を取り上げろということではなく、慣例に従って陳情の取り扱いを協議して、そして、皆さんの意見をもらって、こう決まりましたということは陳情者に伝えることになると思うが、それを踏まえて、陳情者の意見は大事にしながら、こういうような形で、開催するかしないかは今はまだはっきりしていないが、皆さんの意向あるいは陳情者の意向を伝えて、特別委員会を開催して、この内容も含めて、特別委員会で議論をするという運びにしたいと思った次第である。

共産党。

○藤井委員 私も委員長のそういう気持ちが伝わってくるだけに、できるだけ全体で合意して事を進めていきたいということと、それから、この陳情を上程しないということの意味、日本共産党として、市民との関係で、みずからの立場から説明ができるのかということを考えて上で、そこを失ってしまうと、私たちのよって立つところがなくなってしまう、そこはどうしてもそういうことなので、ここまで議論をしてこられたことは、できるだけ全体での合意をつくろうという皆さんや正副委員長の思いで、私もそこは同じ思いだし、何でも主張するつもりはない。そういう思いもあって持ち帰ったが、やはり議論をすればするほど、私たちの立場としては、そこに同意することはできない。委員長初め、全体の合意をつくろうということには敬意を表するし、そこは同じ思いだが、そういうものとして扱ってもらいたい。

○岸浪委員長 今、藤井委員から出た最後の結論は全く変わっていないが、どちらにしても結論を出さなければいけない。陳情者の気持ちがどういうところにあるのかと考えているが、皆さんの理解をもらえれば、まだ副委員長と話していないが、陳情者に議運の議論はこうなっていると話をして、その中で陳情者の意向を伺うのも、やぶさかではないと思う。状況を説明して、陳情者に理解を求めるような形になると思うが、そんな考え方もせざるを得ないのかなと今考えているが、その辺、正副委員長に任せてもらえれば、陳情者と話をして、理解を求める。要するに、今の状況

を話して、共産党はそういうふうに主張している、残りの会派の皆さんは、6月の議論を含めて、議会の慣例の判断の中では上程しないという意向を持っているということを伝えながら、陳情者と話をする形になるのではないかと思います。もう、それしか道は残っていないと思うが、いかがか。皆さんが、そこまでやれというならやるが、共産党、いかがか。

○藤井委員 私は、そういう形で陳情者に議員を代表して話をするのがいいのか、それとも——私の方から採決を主張するつもりはないが、やはりどうしても意見が合わないときには、陳情者にそういう形で当たるよりは、やはり、議会の内部で決着した方がいいのではないかと思います。

○岸浪委員長 では、今の発言は大事にしたいと思う。

そうすると、残された道は、民主的なルールに従って結論を導き出すしかないと思うが、今、共産党からそういう意見が出たし、我々、2つの意見を出させてもらった。これは結論が出る、出ないにしろ、この議論は政令指定都市に関する特別委員会の正副委員長に伝えていきたいと思う。では、それを踏まえて結論を出していきたいと思う。

この陳情を本会議に上程することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○岸浪委員長 賛成少数。

この陳情は上程しないという取り扱いにする。

なお、先ほど話したとおり、この議論については、議運終了後、政令指定都市に関する特別委員会の委員長に意向を伝えていきたいと思う。

それでは、日程に戻らせてもらいたいですが、予備日の関係、再度、事務局と確認した。資料4、建設委員会の予備日の関係だが、実は、どこの分科会にも予備日というのは記載されていない。これはあくまでも委員長判断ということで、今まで運営している。この日程表にはこういう形で出して、建設委員会の委員長に、どうしても予備日を使うような状況になれば、翌日の12日金曜日を使うか、議運の開催終了後に入れ込むか、それは委員長の判断になるので、日程上は、このフォームで出させてもらう。あとは委員長の判断になるので、その点については修正を加えていきたいと思う。

この件についてはいいか。——

では、よろしく願います。

次に、１２月定例会の仮案について、事務局から説明をお願いします。

事務局長。

○今田議会事務局長 １２月定例会の会議予定の仮案について説明する。資料１２をごらんいただきたい。

会期３１日で、１１月１９日から１２月１９日までの案を示している。初日は１１月１９日、翌日が代表質問・個人質疑通告期限、２日目が２８日、１２月１日から５日までが、それぞれの委員会である。一般質問通告期限が８日の午後５時まで、一般質問は１６、１７、１８、最終日が１９日という案を示しているが、これまでのルールと１つ違っているのが、本会議２日目、２８日だが、本来、これまでのルールだと、土を除いた１日をあけて委員会に入っていく。たまたま今回は金曜日で終わる予定になっているが、これがずれることになると、２２日の月曜日が最終日という日程になる。たまたま２日目の本会議の翌日に土日も入っていたので、一応、事務局としてはこういう案を示したが、協議してもらえればと思う。

○岸浪委員長 １２月定例会の仮案が出されたが、いかがか。――

特に問題がなければ、この仮案で進めていきたいと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

全体を通じて、ほかに何か発言があるか。――

ないようなので、以上で終了する。

なお、決算特別委員会の正副委員長の調整について、各会派とも対応してもらえればと思う。できれば、本日、氏名をもらって、各会派の説明に当たるようにしたいので、よろしくお願ひしたい。

それでは、次回の議事運営のための議会運営委員会は、９月３０日本会議終了後に開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午後０時１５分 閉会